

令和6年3月29日
物流・自動車局
自動車整備課

ビッグモーターに対する行政処分等及び同種事案の再発防止について

ビッグモーターに対する行政処分等の結果及び同種事案の再発防止策をとりまとめました

1. ビッグモーターに対する行政処分等

国土交通省では、昨年7月以降、ビッグモーターの全国の130事業場に対して監査を実施し、法令違反が認められた事業場に順次、行政処分等を実施しました。^{※1}（結果は【別添1】参照）

また、一連の監査において、同社の本社に関して認められた問題は【別添2】のとおりです。

同社では、指摘された法令違反等を踏まえ改善対策が進められており、国土交通省では、今後その状況を継続的に確認します。

※1 各事業場に対する行政処分の詳細は、「国土交通省ネガティブ情報等検索サイト」で公表しています。

<https://www.mlit.go.jp/nega-inf/cgi-bin/search.cgi?jigyoubunya=jidousyaseibi>

2. 同種事案の再発防止のための検討

(1) 車体整備の消費者に対する透明性確保策

有識者、関係団体、現場の自動車整備士の意見を聴きながら、業界の商慣行や先進的な取組事例を調査しつつ、車体整備の消費者に対する透明性確保策について検討を行いました。

その結果、顧客に対する作業内容の説明、作業の前後の画像の保存等を内容とする「車体整備の消費者に対する透明性確保に向けたガイドライン」【別添3】を取りまとめました。

(2) 自動車整備工場に対するより効果的な監査のあり方

ビッグモーターに対する監査を踏まえ、監査担当職員からなる「特別検討チーム」を設置し、自動車整備工場に対するより効果的な監査のあり方について検討を行いました。

その結果、本社に起因する法令違反が確認された場合、関連する事業場に対して一括して監査を行うこと等を内容とする報告書^{※2}を取りまとめました。

※2 監査のノウハウに関する事項を含むため、内容は非公表とさせていただきます。

(3) 自動車検査員の働き方の実態調査

指定自動車整備工場において自動車の検査を行う「自動車検査員」の働き方の実態調査を行うとともに、自動車検査員が業務を適切に実施するための対策をとりまとめました。【別添4】

（問い合わせ先）
物流・自動車局自動車整備課
代表：03-5253-8111（内線 42424、42428）
直通：03-5253-8601